

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う
組合に対する認可制度の取扱について（抜粋）

30企庁第3961号
昭和30年8月25日

1 組合の設立の認可について

(1) 認可の方針

従来の定款の認証制度に代って設立の認可制度が採用され、行政庁は、組合の設立当初からその実態を把握し、適切な運営指導を行いうることとなったのであるが、この場合、組合の内部に無用の干渉をすることとは勿論、そのような印象を与えることのないよう充分に制度の趣旨を理解させ、他の組合立法が行政庁の認可につき期限の定を設けている例に、かんがみ、迅速かつ適格に遂行することを旨とし、理由不明のまま、未処理として放置することなく、認可または不認可の態度をすみやかに決定するよう厳に留意されたい。

(2) 認可の基準

認可の基準は、法第27条の2第3項に規定されているが、この規定の運用については、次の点を検討する必要がある。

- イ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であるか。
- ロ 創立総会の開催公告が適法に行われているか。
- ハ 創立同意者が組合員資格を有する者であるか。
- 二 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されているか。
- ホ 定款および事業計画の内容が、組合法その他の法令に違反していないか。
- ヘ 次の点が組合の目的、即ち、主として事業の実施計画と対比して、または相互に極端な不均衡がないか。
 - ①組合員資格
 - ②設立同意者数
 - ③地区
 - ④払込済出資予定総額
 - ⑤役員の構成
 - ⑥経済的環境

以上の各項目を総合的に判断した結果認可または不認可を決定することとなるが、特に（ヘ）に掲げた事項は、組合の実態に関するものであるので、これに関し、当庁として不認可とすることが適当であると考える事例の一部を挙げれば次のとおりである。

- イ 払込済出資総額が著しく少額で、共同経営体としての組合であると認め難いとき。
- ロ 事業計画が漠然としており、共同経営体としての組合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。
- ハ 組合員の極めて一部の者のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、または、発起人もしくは代表理事のみの利益のために組合を設立しようとすることが明瞭であつて、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。
- 二 極めて不安定な基礎の下に火災共済、その他の共済事業を行う目的をもって設立するものであると認めるとき。
- ホ 出資金の日掛なし月掛けの払込、借入金の日掛けなし月掛けの受入等によって、相互金融的事業を行おうとするものであるとき。
- ヘ 一世帯に属する家族のみで企業組合を構成しようとする場合等、企業合理化上特に組合形態を採ることの必要性が認められないとき。

ト 事業所の数、その分布状況、出資予定額等が社会通念上一企業体として認めがたいような企業組合を設立しようとするものであるとき。

2 組合の定款変更の認可について

定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、たとえば、地区、事業、組合員資格、出資一口金額等を変更しようとするものである場合は、その変更によって、組合の経営的基礎を欠くこととなるいかどうかを判断するに当たっては組合の従来の実績ならびに定款変更前の事業計画書および収支予算書と変更後のそれとを勘案して慎重に検討しなければならない。

認可の方針および基準については、1の(1)および(2)を参照されたい。

中小企業等協同組合法に基づく認可の申請手続その他の事務に関する指導等について（抜粋）

30企庁第3962号
昭和30年8月25日

2 定款変更認可申請書および添付書類

定款変更に認可申請手続については、施行規則第5条および様式第12に規定されているとおりであるが、その書類の記載事項等については、次により指導されたい。

(1) 変更理由書

変更理由書には、定款変更を必要とする理由が詳細に記載されていること。

(2) 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面には、変更前と変更後の箇所が対照し明瞭ならしめるよう（例えば上段に改正された条文、下段に改正前の条文というように）記載されていること。

なお、この書面を加除式（第〇条中「……………」を「……………」に改める。）によって作成した場合でも、上記の新旧対照表を参考として添付させること。

定款の変更が事業計画または収支予算に係るものであるときは、定款変更前および定款変更後の事業計画書または収支予算書をも提出しなければならないが、この場合、提出された事業計画書または収支予算書の内容は、これらをそれぞれ対比して、定款変更に伴う事業規模の拡張または縮小が判然とするよう記載されていること。

なお、その他定款変更に際しては、設立認可基準を準用しています。